

## 景観形成の基準(行為の制限の基準)

※届出対象となる行為については、下記の基準に適合する必要があります。

(1) 景観計画区域(県全域。ただし、和歌山市、田辺市、高野町、有田川町を除く。)

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準
共通事項	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・ 周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・ 行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>
建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	(景観構成要素への配慮) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> (眺望への配慮) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>・ 山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</li> </ul> (その他) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・ 道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・ 市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・ 壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・ アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul>
	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。</li> <li>・ できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・ 植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</li> </ul>
	開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く)	位置・規模
緑化		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> <li>・ 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び方法とすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> </ul>
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>
	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</li> </ul>

(2) 特定景観形成地域

①熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域（〇は熊野参詣道（中辺路）特定景観形成地域として県全域から追加及び上乘せした基準）

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準								
		バッファゾーン	国道1681号沿道（道路境界から200m）	その他の地域						
共通事項		<p>〇古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<p>〇熊野の地へといざなうアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<p>〇古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>						
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	<p>(周辺景観への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇高さ13メートル、水平投影面積1,000平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> </ul> <p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山地、海岸、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>〇石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</p> <p>(沿道からの眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇道路から見て、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(山稜のスカイラインの保全)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図6）から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>						
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>〇周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図6）及び国道沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>〇熊野参詣道（中辺路）の眺望点（図6）から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観と調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>						
色彩		<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>〇周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> <li>〇外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下(無彩色含む)</td> </tr> </table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6以下	上記以外	4以下(無彩色含む)	
	色相	彩度								
0.1R～2.5Y	6以下									
上記以外	4以下(無彩色含む)									

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン	国道 168 号沿道 (道路境界から 200m)	その他の地域
建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(続き)	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。</li> <li>・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</li> </ul>		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</li> </ul>		
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く)	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は必要最小限にとどめること。</li> <li>○地区の景観に著しい改変が生じないようにすること。</li> <li>○行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊野参詣道(中辺路)の眺望点(図6)及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊野参詣道(中辺路)の眺望点(図6)から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>		
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみ、必要最小限にとどめること。</li> <li>○景観に著しい改変が生じないものとする。</li> <li>○跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切におこなうこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> <li>○熊野参詣道(中辺路)の眺望点(図6)及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> <li>○熊野参詣道(中辺路)の眺望点(図6)から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> </ul>		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○景観に著しい改変が生じないものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> <li>○熊野参詣道(中辺路)の眺望点(図6)及び国道沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> <li>○熊野参詣道(中辺路)の眺望点(図6)から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> </ul>
	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。</li> </ul>		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</li> </ul>		
水面の埋立て	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみ、必要最小限にとどめること。</li> </ul>		

②高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域（○は高野参詣道（町石道）周辺特定景観形成地域として県全域から追加及び上乗せした基準）

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準			
		バッファゾーン	天野集落	国道370号、480号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道（境界から50m、200m）	その他の地域
共通事項		<p>○高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<p>○高野参詣道（高野山町石道）から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることと、集落内の景観が世界遺産と一体となり文化的景観を形成していることに留意し、それらの景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<p>○高野山の地へといざなうアクセスルート及び世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道として、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<p>○高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <p>○高野山の地へといざなうアクセスルート及び世界遺産を結ぶ歩行者動線沿道から眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	<p>（周辺景観への配慮）</p> <p>○高さ13メートル、水平投影面積1,000平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p> <p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（眺望への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>（周辺景観への配慮）</p> <p>○集落内や集落の入口から見たときに、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</p> <p>（景観構成要素への配慮）</p> <p>○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（眺望への配慮）</p> <p>○高野参詣道（高野山町石道）の眺望点（図7）から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。また、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>（景観構成要素への配慮）</p> <p>○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（沿道・鉄道及び歩行者動線沿道からの眺望への配慮）</p> <p>○道路、鉄道及び歩行者動線沿道から見て、集落景観や背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（眺望への配慮）</p> <p>○高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）の眺望点（図7）から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。</p> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>
	形態・意匠	<p>○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<p>○高野参詣道（高野山町石道）の眺望点（図7）及び集落内や集落の入り口から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<p>○国道、鉄道、及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<p>○高野参詣道（町石道）及び高野参詣道（三谷坂）の眺望点及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>

対象行為	項目	行為の制限の基準									
		バッファゾーン	天野集落	国道 370 号、480 号、鉄道沿線及び歩行者動線沿道 (境界から 50m、200m)	その他の地域						
建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更(続き)	色彩	○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。	○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～2.5Y</td> <td>6 以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4 以下(無彩色含む)</td> </tr> </table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6 以下	上記以外	4 以下(無彩色含む)		・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。
	色相	彩度									
	0.1R～2.5Y	6 以下									
	上記以外	4 以下(無彩色含む)									
素材	・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 ・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。										
緑化	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。							
その他	・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。	・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。									
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更(土石の採取及び鉱物の掘採を除く)	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○高野参詣道(町石道)の眺望点(図7)及び集落内や集落の入り口から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○高野参詣道(町石道)及び高野参詣道(三谷坂)の眺望点(図7)及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。						
	緑化	・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。									
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○高野参詣道(町石道)の眺望点(図7)及び集落内や集落の入り口から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○高野参詣道(町石道)及び高野参詣道(三谷坂)の眺望点(図7)及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。						
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。									
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○高野参詣道(町石道)の眺望点(図7)及び集落内や集落の入り口から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道、鉄道及び歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○高野参詣道(町石道)及び高野参詣道(三谷坂)の眺望点(図7)及び国道、鉄道、歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。						
	方法	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。									
	その他	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。									
水面の埋立て	位置・規模	○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。									

**③熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域**（〇は熊野参詣道（大辺路）特定景観形成地域として県全域から追加及び上乘せした基準）

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準							
		バッファゾーン	歩行者動線沿道（道路境界から50m、200m）	その他の地域					
共通事項		<p>〇熊野古道等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<p>〇世界遺産を結ぶ歩行者動線として、また紀南地域の主要な観光動線として、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<p>〇熊野古道から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <p>〇世界遺産を結ぶ歩行者動線から眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>					
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	<p>（周辺景観への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇高さ13メートル、水平投影面積1,000平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>（景観構成要素への配慮）</li> <li>近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>（眺望への配慮）</li> <li>山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</li> <li>（その他）</li> <li>市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>〇石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</li> <li>（沿道からの眺望への配慮）</li> <li>〇歩行者動線から見て、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>（その他）</li> <li>市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>（眺望への配慮）</li> <li>〇熊野参詣道（大辺路）の眺望点（図8-1、図8-2、図8-3）から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とし、海が見える眺望点においては、海岸の眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>（その他）</li> <li>市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>					
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>					
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〇外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。</li> <li>落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下(無彩色含む)</td> </tr> </table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6以下	上記以外	4以下(無彩色含む)
色相	彩度								
0.1R～2.5Y	6以下								
上記以外	4以下(無彩色含む)								

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン	歩行者動線沿道（道路境界から 50m、200m）	その他の地域
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。</li> <li>・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</li> </ul>		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</li> </ul>		
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産を結ぶ歩行者動線号から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>		
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> </ul>		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○熊野参詣道（大辺路）の眺望点、世界遺産を結ぶ歩行者動線から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>
	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。</li> </ul>		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</li> </ul>		
水面の埋立て	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> </ul>		

④熊野川周辺特定景観形成地域 (○は熊野川周辺特定景観形成地域として県全域から追加及び上乗せした基準)

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン	国道168号沿道(道路境界から200m)	その他の地域
共通事項		<p>○熊野川等世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<p>○熊野本宮大社と熊野速玉大社を行き来するアクセスルートとして、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <p>○熊野川から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<p>○熊野川から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周囲の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>
建築物又は工作物の新築(新設)、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	<p>(周辺景観への配慮)</p> <p>○高さ13メートル、水平投影面積1,000平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</p> <p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</li> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(沿道からの眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○道路から見て、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>○熊野川から見て、集落景観、背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>(景観構成要素への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(眺望への配慮)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国道168号、熊野川から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国道168号、熊野川から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国道168号、熊野川から見たときも、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>

対象行為	項目	行為の制限の基準								
		バッファゾーン	国道168号沿道（道路境界から200m）	その他の地域						
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（続き）	色彩	○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。	○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。 ・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。 ・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。							
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.1R～2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下（無彩色含む）</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6以下	上記以外	4以下（無彩色含む）
	色相	彩度								
0.1R～2.5Y	6以下									
上記以外	4以下（無彩色含む）									
素材	・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。 ・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。									
	緑化	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。	・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。 ・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。						
	その他	・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。								
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	○開墾し、又は形状を変更する土地の範囲は必要最小限にとどめること。 ○地区の景観に著しい変化が生じないようにすること。 ○行為による土砂の流出のおそれがないようにすること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○国道168号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。	○国道168号、熊野川から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。 ・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。 ・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。						
	緑化	・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 ・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。								
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	○期間及び規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみ、必要最小限にとどめること。 ○景観に著しい変化が生じないものとする。 ○跡地の整理に関する計画に基づき、当該跡地の整理を適切におこなうこと。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道168号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道168号、熊野川から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。						
	緑化	・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。								
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	○景観に著しい変化が生じないものとする。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道168号、熊野川から見たときに、沿道、沿川の景観との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。	○国道168号、熊野川から見たときに、周辺との調和を図ること。 ・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。						
	方法	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げる。								
	その他	・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。								
水面の埋立て	位置・規模	○規模は、自然的、景観的及び社会経済的条件にかんがみ、必要最小限にとどめること。								

**高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域**（○は高野参詣道（黒河道）特定景観形成地域として県全域から追加及び上乗せした基準）

また、太陽光発電施設の設置については、別に定める「太陽光発電施設の設置に関する景観ガイドライン(平成29年4月)」についても参照すること。

対象行為	項目	行為の制限の基準							
		バッファゾーン	歩行者動線沿道（境界から50m）	その他の地域					
共通事項		<p>○高野参詣道（黒河道）の世界遺産登録資産と一体的な空間を構成する文化財的価値の高い貴重な景観として極力保全すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<p>○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道として、地域の持つ景観の価値を損なうことのないよう周辺の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>	<p>○高野参詣道（黒河道）から眺望できる周囲の景観が一体となって文化的景観を形成していることに留意し、その景観を損なうことのないよう周辺の景観との調和を図ること。</p> <p>○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から眺望できる地域のもつ景観の価値を損なうことのないよう周辺の景観との調和を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地及びその周辺地域の自然、生活、歴史等の地域特性を読み取り、周辺の景観と調和した魅力ある景観形成に配慮すること。</li> <li>・周辺に和歌山県景観資源、景観重要建造物、景観重要樹木がある場合にはそれらとの調和に配慮すること。</li> <li>・行為に関連する各種法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する関連施策との整合に配慮すること。</li> </ul>					
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置・規模	<p>（周辺景観への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高さ13メートル、水平投影面積1,000平方メートルを超えない規模とし、周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> </ul> <p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（眺望への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山地、河川、湖沼、丘陵地等への主要な眺望点からの眺望を妨げない位置及び規模とすること。</li> <li>・山稜の近傍では稜線や背景との調和を乱さない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○石垣、庭木、植え込みなどの特徴的な景観を構成するものがある場合には、極力保全すること。</li> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（歩行者動線沿道からの眺望への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見て、集落景観や背景となる山なみを著しく妨げない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>	<p>（景観構成要素への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近傍に自然や歴史・文化的建築物等の良好な景観を構成するものがある場合には、それらの保全に配慮した位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（眺望への配慮）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○高野参詣道（黒河道）の眺望点（図10）から見たときに、外周囲山稜のスカイラインから突出しない位置及び規模とすること。</li> </ul> <p>（その他）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した位置及び規模とすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所に接する部分は圧迫感や威圧感を感じさせないような位置及び規模とすること。</li> </ul>					
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高野参詣道（黒河道）の眺望点（図10）、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺と調和のとれた形態及び意匠とすること。</li> <li>・周辺の景観と調和し、全体としてまとまりのある形態及び意匠とすること。</li> <li>・市街地や集落地では隣地や周辺の建築物等との連続性に配慮した形態及び意匠とすること。</li> <li>・壁面設備、屋上設備等は露出させないようにし、やむを得ず露出させる場合には建築物等本体及び周辺の景観との調和に配慮した形態及び意匠とすること。</li> </ul>					
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外観の基調色は次のとおりとすること。ただし、歴史的又は文化的な事由により、社会通念上、使用が認められている場合、または、他の法令等の規定により、それら以外の色によることとされている場合は、この限りでない。</li> <li>・落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観と調和した色彩とすること。</li> <li>・アクセント色を使用する場合は色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮すること。</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>色相</td> <td>彩度</td> </tr> <tr> <td>0.1R～2.5Y</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>4以下(無彩色含む)</td> </tr> </table>	色相	彩度	0.1R～2.5Y	6以下	上記以外	4以下(無彩色含む)
色相	彩度								
0.1R～2.5Y	6以下								
上記以外	4以下(無彩色含む)								

対象行為	項目	行為の制限の基準		
		バッファゾーン	歩行者動線沿道（境界から50m）	その他の地域
建築物又は工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更（続き）	素材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・できる限り周辺の景観と調和した素材を用い、木、土、石など地域の風土に合った自然素材を活用すること。</li> <li>・できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いること。</li> </ul>		
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分の緑化を図り、特に道路に面する部分に植栽の設置をすること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為地内やその周辺はできる限り多くの部分を緑化すること。</li> <li>・植栽にあたってはできる限り周辺の植生に合った樹種を用いること。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱しないよう照明方法等に配慮すること。</li> </ul>		
開発行為、土地の開墾その他の土地の形質の変更（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高野参詣道（黒河道）の眺望点（図10）、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・現況の地形を活かし、長大な法面や擁壁が生じないようにすること。</li> <li>・法面はできる限りゆるやかな勾配とすること。</li> <li>・擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法面は周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> <li>・行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は保存又は移植し修景に活かすこと。</li> </ul>		
土石の採取又は鉱物の掘採	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高野参詣道（黒河道）の眺望点（図10）、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・採取又は掘採を終了した場所から速やかに周辺の植生と調和した緑化を行うこと。</li> </ul>		
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高野参詣道（黒河道）の眺望点（図10）、世界遺産を結びまた高野山へのアクセスルートとしての歩行者動線沿道から見たときに、周辺との調和を図ること。</li> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たない位置及び規模とすること。</li> </ul>
	方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、積み上げに際してはできる限り高さを低くするとともに、整然と積み上げること。</li> </ul>		
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、公園等の公共の場所から目立たないよう、周辺の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。</li> </ul>		
水面の埋立て	位置・規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺の景観に著しい影響を及ぼさないようにすること。</li> </ul>		